

米子市監査委員告示第10号

定期監査の結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、米子市監査委員監査規程（令和2年米子市監査委員規程第1号）に従い実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年12月11日

米子市監査委員 野坂正史
米子市監査委員 植田昭
米子市監査委員 中田利幸

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

(1) 都市整備課

(2) 農業委員会事務局

3 監査対象の概要

(1) 都市整備課の課及び担当の配置は別図1のとおりで、所掌する事務は次のとおりである。

ア 街路事業に関すること。

イ 公園緑地事業に関すること。

ウ 河川及び橋りょうに関すること（建設企画課又は道路整備課の所掌に属する事項を除く。）。

エ 米子駅周辺の開発整備に関すること。

オ 都市公園及び緑地の管理に関すること。

カ 都市緑地法（昭和48年法律第72号）の規定に基づく事務に関すること。

キ 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号。以下「県事務処理特例条例」という。）で定め

るところにより市が処理することとされた自然公園法（昭和32年法律第161号）及び自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）並びに県事務処理特例条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第16号。）で定めるところにより市が処理することとされた鳥取県立自然公園条例（昭和38年鳥取県条例第2号）の規定に基づく事務に関する事。

また、令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年8月末日現在）は、別表1のとおりであった。

（2）農業委員会の事務局及び担当の配置は別図2のとおりで、農業委員会事務局は、農業委員会に関する事務を所掌する。

また、令和7年度一般会計歳出予算執行状況（令和7年8月末日現在）は、別表2のとおりであった。

4 監査の着眼点

予算の執行と経理事務、公有財産の管理事務及び物品の管理事務を重点とし、財務に関する事務が法令等に準拠して、適正に執行されているかどうかを着眼点として実施した。

5 監査の実施内容

（1）監査の範囲

主として令和7年4月1日から同年8月末日までに執行された財務に関する事務

（2）監査の期日

令和7年10月24日

（3）監査を執行した監査委員

野坂 正史・植田 昭・中田 利幸

（4）監査の方法

全件又は抽出により関係書類の検査及び関係職員からの聴き取りを行い、必要に応じ実査した。

6 監査の結果

監査の結果については、次のとおりである。また、改善又は検討を要する事項については、当該箇所に述べるとおりである。

なお、事務処理上細部にわたる留意すべき事項は、監査の時点で口頭により指摘したので、本報告には省略した。

(1) 都市整備課

ア 予算の執行と経理事務

(ア) 資金前渡に関する事務については、精算の遅延しているものがあったので、米子市会計規則（平成17年米子市規則第44号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

a 出張復命書の提出を遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程（平成17年米子市訓令第14号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 出張復命書の提出のないものがあったので、米子市職員服務規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

a 使用料及び手数料においては、調定日を誤っているものがあったので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

b 国庫支出金においては、適正に処理されていた。

c 県支出金においては、適正に処理されていた。

d 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 委託料に関する支出事務については、契約に定められた委託業務の処理の状況の報告が遅れているものがあったので、米子市緑地（その3）除草等業務委託契約書（令和7年4月1日締結）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(キ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ク) 工事請負費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(ケ) 備品購入費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(コ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、実績報告書の提出日が交付要綱で定められた要件を満たしていないものがあったので、米子市ツツジの愛護等推進活動支援交付金交付要綱の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(サ) 補償、補填及び賠償金に関する支出事務については、支出負担行為をしていないものがあったので、米子市予算の編成及び執行に関する規則（平成17年米子市規則第45号）の規定に基づき、今後、適正

に処理すること。

イ 公有財産の管理事務

公有財産台帳の整備事務については、次の不適切な処理があった。

- (ア) 総務管財課の公有財産台帳正本における土地明細欄の公簿地積と、
都市整備課の緑地台帳における土地明細欄の公簿地積が一致しないも
のがあったので、今後、適正に処理すること。
- (イ) 総務管財課の公有財産台帳正本に記載があるが、都市整備課の都市
公園台帳に記載されていないものがあったので、今後、適正に処理す
ること。
- (ウ) 都市整備課の都市公園台帳に記載があるが、総務管財課の公有財産
台帳正本に記載されていないものがあったので、今後、適正に処理す
ること。

ウ 物品の管理事務

備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合し
た結果、数量の符合しないものがあったので、米子市物品管理規則（平
成17年米子市規則第47号）の規定に基づき、今後、適正に処理する
こと。

（2）農業委員会事務局

ア 予算の執行と経理事務

- (ア) 資金前渡に関する事務については、精算の遅延しているものがあつ
たので、米子市会計規則の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- (イ) 旅行に関する事務については、次の不適切な処理があった。

- a 旅行命令書において、正当決裁者の決裁を受けていないものがあ
つたので、米子市農業委員会規則（平成17年農業委員会規則第1
号）、米子市事務専決及び代決規程（平成17年米子市訓令第2号）
及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成17年
米子市規則第12号）の規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- b 旅費の精算を遅延しているものがあつたので、米子市会計規則の
規定に基づき、今後、適正に処理すること。
- c 出張復命書の提出において、正当決裁者の決裁を受けていないも
のがあつたので、米子市農業委員会規則、米子市事務専決及び代決
規程及び市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則の規定に
に基づき、今後、適正に処理すること。
- d 出張復命書の提出のないものがあつたので、米子市職員服務規程

の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

- e 出張復命書の提出を遅延しているものがあったので、米子市職員服務規程の規定に基づき、今後、適正に処理すること。

(ウ) 収入に関する事務については、次のとおりであった。

- a 使用料及び手数料においては、適正に処理されていた。
- b 県支出金においては、適正に処理されていた。
- c 諸収入においては、適正に処理されていた。

(エ) 需用費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(オ) 役務費に関する支出事務については、適正に処理されていた。

(カ) 使用料及び賃借料に関する支出事務については、適正に処理されていた。

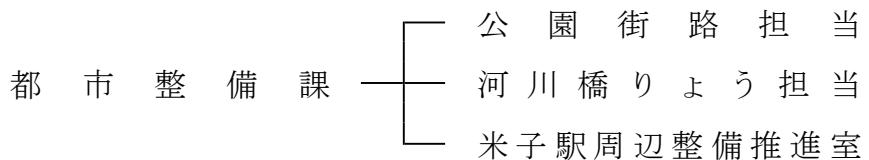
(キ) 負担金、補助及び交付金に関する支出事務については、適正に処理されていた。

イ 物品の管理事務

(ア) 備品の管理に関する事務については、備品台帳を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。

(イ) 郵便切手類出納（受払）簿を基に、現品と照合した結果、数量は符合した。また、郵便切手類は、施錠することができる場所に保管されていた。

別 図 1 組織図（都市整備課）



別 表 1 (都市整備課)

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年8月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)					
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B — C 収 入 未 済 額	C/A	C/B	
土木使用料	3,037,000	1,852,438	1,531,298	321,140	50.4	82.7	
総務手数料	0	2,410	2,410	0	-	100.0	
土木費国庫補助金	842,405,312	696,760,312	0	696,760,312	0.0	0.0	
土木費県負担金	3,063,000	0	0	0	0.0	-	
土木費県補助金	104,693,000	101,776,027	20,704,527	81,071,500	19.8	20.3	
財産貸付収入	485,000	0	0	0	0.0	-	
基金繰入金	250,000	0	0	0	0.0	-	
雜 入	506,000	1,100	900	200	0.2	81.8	
土木債	1,822,400,000	0	0	0	0.0	-	
合 計	2,776,839,312	800,392,287	22,239,135	778,153,152	0.8	2.8	

※繰越額を含む。

歳 出		(単位：円・パーセント)					
費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A — C 予 算 残 額	C/A	C/B	
道路橋りょう総務費	213,595,396	139,965,100	56,555,100	157,040,296	26.5	40.4	
排水路総務費	27,316,000	13,310,544	13,310,544	14,005,456	48.7	100.0	
排水路維持費	30,394,000	11,146,300	399,300	29,994,700	1.3	3.6	
排水路新設改良費	702,539,826	275,775,360	180,124,340	522,415,486	25.6	65.3	
都市計画総務費	1,860,558,082	837,050,584	269,438,584	1,591,119,498	14.5	32.2	
公園費	297,692,000	204,499,573	97,560,161	200,131,839	32.8	47.7	
公園事業費	90,950,000	44,563,200	28,723,200	62,226,800	31.6	64.5	
合 計	3,223,045,304	1,526,310,661	646,111,229	2,576,934,075	20.0	42.3	

※繰越額を含む。

別 図 2 組織図（農業委員会事務局）

農業委員会事務局 —— 農務担当

別 表 2 (農業委員会事務局)

令和7年度一般会計歳入歳出予算執行状況（令和7年8月末日現在）

歳 入		(単位：円・パーセント)					
費 目	A 予 算 現 額	B 調 定 額	C 収 入 済 額	B — C 収入未済額	C/A	C/B	
農林水産業手数料	53,000	10,500	10,500	0	19.8	100.0	
農林水産業費県補助金	14,122,000	6,892,000	0	6,892,000	0.0	0.0	
雑 入	292,000	238,900	238,900	0	81.8	100.0	
合 計	14,467,000	7,141,400	249,400	6,892,000	1.7	3.5	

歳 出		(単位：円・パーセント)					
費 目	A 予 算 現 額	B 支 出 負 担 行 為 額	C 支 出 済 額	A — C 予 算 残 額	C/A	C/B	
農業委員会費	76,601,000	31,549,870	31,260,175	45,340,825	40.8	99.1	
合 計	76,601,000	31,549,870	31,260,175	45,340,825	40.8	99.1	